

〈第1号〉

第14期 事業報告

自 2024年7月 1日
至 2025年6月30日

I. 事業概要

公益社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する事を目標に掲げ、第14期の主な公益事業を下記のとおり実施いたしました。

1. 第3期で長野県下全ての公立小学校に絵本「じめんのボタンのナゾ」を寄贈したことを契機に提案した「ここ石プロジェクト」における校庭への徒競争用トラック、野球、サッカーコート等の指標設置事業については、本年度も実施いたしました。第15期においても同様の公益目的事業の啓発活動を進めたいと考えています。

第4期に全社員及び希望する補助者に対して無料配付した協会名を背中に入れた安全ベスト及び第7期に協会設立30周年を記念して作成したブルゾンは、着用していることを条件に傷害保険に加入しており、この保険契約期間を2026年2月1日まで更新しました。この保険は一般事件処理中に発生した災害にも適用されるため、作業時に常に着用することを社員に勧めており、国民の目に見える形での当協会のアピールに繋がるものと考えております。また、この安全ベスト及びブルゾンの着用は作業の安全に寄与するばかりでなく、法務局から受託している法14条地図作成作業においては作業機関であることの明確な証となり、過去の立会時にたびたびあった協会への身分照会、苦情等が減少したという効果をあげております。

2. 「VIII系原点」、「信濃の国の重心」及び第10期に土地家屋調査士制度制定70周年を記念して松本市総合体育館南側に設置した「土地家屋調査士制度発祥の地」等の1級公共基準点について、維持管理を行い公共基準点の意義の浸透に努めました。

3. 当協会が「社会貢献と不動産に係る国民の権利の明確化を推進する」公益法人であること、実施している公共嘱託登記は重要かつ専門性が高いことを

知っていただく観点から、飯田市においては3級公共基準点を設置し、国土地理院へ成果提出の準備をしています。

また、2025年6月5日松本市アルピコプラザホテルにて、官公署の皆さんや広く一般市民の皆さんに向けた9回目となる公開シンポジウム「ここまで進んだ！所有者不明土地対策」を開催しました。第1部は公益社団法人長野県公共嘱託登記司法書士協会副理事長の松本陽氏による「相続登記の義務化この1年と住所変更登記義務化の開始」、第2部では同じく公益社団法人長野県公共嘱託登記司法書士協会理事長の畔上豊氏が「相続土地国庫帰属制度についての概要」を講演し、公益社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の副理事長三原雅が「相続土地国庫帰属制度の実務」を自身の行政書士としての申請経験を踏まえ講演しました。第3部前半は地籍アドバイザー塩川豊氏の「国土調査法第19条第5項の使い方」として、実務と認証の流れに関する講演をしました。後半は公益社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会副理事長宮川登美男による当協会の今までの国土調査法第19条第5項の実績として中野市及び上田市の事業を説明しました。第4部では「まさことみんなの質問タイム」とし、ラジオパーソナリティ塚原正子氏の司会進行のもと、講演をしていただいた講師に加え、当協会理事長塩川豊の5名にて、講演に関する会場の皆さんからの質問や事前に寄せられた質問に対して回答と補足説明を行いました。シンポジウムは大変好評で、官公署の皆さんや一般市民の皆さん合わせて200名程の参加者がありました。

4. 長野地方法務局より受託し継続事業であった法務局地図作成事業の、長野市吉田四丁目、大字南堀各一部地区0.49平方キロメートルにおいては、2年目作業がすべて完了し納品いたしました。また長野市大字鶴賀地区の一部0.25平方キロメートルについて、1年目の基準点設置作業と調査、事前測量作業は予定どおり完了し、現在2年目の立会作業及び細部測量作業を実施しています。今期も地図作成作業にタブレットを活用し立会の際の署名をデジタル化しました。今後さらにデジタル化を推進して作業の効率化を図る計画です。これにより精度の高い地図が完成し、当協会の主目的である「不動産に係る国民の権利の明確化」を進めることに寄与できるものと確信しています。

法務局以外の国の関係からの受託事業においては、見積りから契約に至る業務は順調に隨時受託しておりますが、事業の大半を占める一般競争入札によらなければ受託できない発注元からの業務については、必ずしも入札制度に

より合理的適正価額にて受託できない場合も多々あり、当協会としては「不動産に係る国民の権利の明確化」に寄与するため、やむを得ずこの状況にも対応しているのが現状であります。

5. 長野県、市町村等発注の業務についても各地区担当理事をはじめ社員の皆様の努力により、多くの公益目的事業を受託することができました。

特に、長野県の未登記解消事業の実施、市関係では長野市、松本市、佐久市における建築基準法第42条第2項及び狭隘道路解消事業による後退線分筆登記作業の実施、松本市における官民境界立会業務の実施、長野建設事務所と塩尻市では国土調査法第19条第5項の作業を実施しています。国土調査法第19条第5項の地図作成業務については受注を全県に広げるため同事業の研究を継続し、今後の発注官公署に対する啓発、官民境界確定支援作業等の新たな事業活動の準備をしています。

6. その他

- i 令和5年10月1日より、インボイス制度（適格請求書等保存方式）について当協会においても導入し社員に対しても対応をお願いいたしました。
- ii 業務処理方法の検討と改善策の対応のため、業務処理にあたっては出来得る限り複数の担当者で対応することとし、もって成果の信頼性を担保するよう努めました。これは成果に対し違う目線で検討を行うことの重要性に鑑み常態化したいと思います。残念ながら複数の担当者が対応できる作業は、現在比較的大きな事業のみで行われているのが現実であり受託報酬額の低廉化の問題もありすべての事業に対応してはおりませんが、今後全事業に対応する手法を検討して行きたいと思います。
- iii 事務局のサーバーを外部の攻撃から守るとともに、協会外へのウィルスメールの送信、拡散をブロックするために、複数の異なるセキュリティ機能を一つのハードウェアに集約した統合脅威管理を進めています。
- iv 今年度6月に改正された労働安全衛生規則に対応するため特に熱中症に関して14条地図作成事業では、立会時の対応は時間に制限されるため難しい一面もありますが、暑さ対策として水分の補給や休憩等を取り入れ社員の健康管理に努めています。

最後に、来期は今期にまして名実ともに公益社団法人として着実に実力を發揮する体制を構築しその実力を社会に示し、公益目的事業を増進するために、

社員、役員が一丸となって尚一層の活発な活動をして行かねばならないと確信しています。

事業報告の附属明細書

第14期事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する事業報告の附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しない。